

## 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書の作成について

◎補助金の交付を受けた法人は、消費税及び地方消費税の確定申告完了後に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式3）」等の書類を提出していただく必要があります。

### 1 報告対象者

令和4年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金交付要綱第12条の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告を行うことが求められている法人（返還額が0円の事業者でも報告は必要です。）。

### 2 提出書類

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式3）
- (2) 補助金返還計算シート（様式は提出方法等を別途御案内する際にお知らせします。）
- (3) 「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写し  
（補助対象となる経費が、貴法人の会計年度区分の2年分にまたがっている場合は、各年度の確定申告書の写しが必要となります。）
- (4) 消費税及び地方消費税の確定申告書の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (5) 特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式※）  
※公益法人等で特定収入割合が5%を超える場合のみ

### 3 提出時期等

提出時期及び提出方法につきましては、補助金の交付決定を受けた法人へ令和5年4月以降に別途御案内いたします。

### 4 計算方法 ※詳しくは、税理士等に御確認ください。

- (1) 仕入控除税額（補助金等返還相当額）の返還がない場合  
次のいずれかに該当する場合には返還の必要はありませんので、仕入控除税額は0円で報告してください。

- ア 消費税の申告義務がない。
- イ 簡易課税方式により申告している。
- ウ 公益法人等（※）であり、特定収入割合が5%を超えている。
- エ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
- オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみとなっている。

（※）公益法人等とは地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。詳しくは消費税法別表第三を御覧ください。

- (2) 仕入控除税額（補助金等返還相当額）の返還がある場合

前項（1）に該当しない場合、仕入控除税額に相当する金額について、補助金の返還

が必要になります。

仕入控除税額は、課税売上割合（課税期間の課税売上高／課税期間の総売上高）の状況等により、下記ア～ウのように計算方法が異なります。

なお、返還額の計算において、課税売上割合等、途中の計算処理については小数点以下を切り捨てたり、切り上げたりしないでください。（ただし、消費税の申告において課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる。）

**ア 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合**

→補助金額×10／110＝返還額（円未満切り捨て）

**イ 課税売上高が5億円超または課税売上割合が95%未満であって、「一括比例配分方式」により消費税の申告をしている場合**

→補助金額×10／110×課税売上割合×（補助対象経費のうち課税仕入額／補助対象経費）＝返還額（円未満切り捨て）

**ウ 課税売上高が5億円超または課税売上割合が95%未満であって、「個別対応方式」により消費税の申告をしている場合**

→AとBの合計額＝返還額

**A 課税売上のみ要する補助対象経費に使用された補助金**

補助金額×10／110×（補助対象経費のうち課税売上対応分／補助対象経費）＝返還額（円未満切り捨て）

**B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金**

補助金額×10／110×課税売上割合×（補助対象経費のうち共通対応分／補助対象経費）＝返還額（円未満切り捨て）